

(別紙1)

新型インフルエンザ等対策関係 施設・設備整備補助事業の概要
(令和7年度事業希望調査)

群馬県 感染症・疾病対策課

(別紙資料)	資料B-1	資料B-2	資料A
事業別	感染症外来協力医療 機関 施設整備事業	感染症外来協力医療 機関 設備整備事業	新型インフルエンザ等 患者入院医療機関 設備整備事業
1 対象医療 機関	発熱外来の実施にかかる医療措置協定を締結している医療機関		病床確保の医療措置協定を締結している医療機関
2 整備計画 書の提出	<ul style="list-style-type: none">・様式第6号・図面・見積書	<ul style="list-style-type: none">・様式第24号・予算(見込)書抄本・カタログ・見積書・パーテーションまたは 空気清浄機の場合は、 設置場所の図面	<ul style="list-style-type: none">・様式第25号・予算(見込)書抄本・カタログ・見積書
	※見積書には、必ず消費税を明記してください。 ※いずれの補助金も千円未満は医療機関の負担となります。 ※カタログ、見積書については、各2部御提出ください。		
3 その他	(1) 医療機関への補助金の振込み時期は令和8年3月～5月を予定。 (2) 群馬県から内示又は交付決定の通知があるまでは事業に着手(工事の着工、 機器の発注等)できません。		

(資料A)

新型インフルエンザ等感染症等患者入院医療機関設備整備事業の概要
(令和7年度事業希望調査)

1 整備要件

当該補助事業で整備した資機材を、新型インフルエンザ等患者入院時に、迅速かつ的確な医療の提供に活用すること。

2 補助対象設備及び補助上限額

(1) 人工呼吸器及び付帯する備品 【上限額】 2, 221, 000円

(2) 簡易陰圧装置(据え付け費用を含む。) 【上限額】 4, 320, 000円

(3) 個人防護具

(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)

【上限額】 1, 188, 000円(総額)、3, 600円(1セット)

【上限セット数】 330セット

○積算根拠を整備計画書に明記すること。

○セット品を購入すること。

例:50日×6セット(1日当たり消費量)×2,700円=810,000円

(4) 簡易ベッド 【上限額】 51, 400円(1台あたり)

※対象経費のうち上限額を超えた額は医療機関の負担となります。

個人防護具については総額のみでなく、1セットごとに単価の上限を超える分についても医療機関の負担となります。

3 上限台数等

過去の補助実績や入院協力病床数に応じて優先順位を決定する。人工呼吸器及び簡易陰圧装置における2回目以降の補助については、下記のとおり、入院協力病床数に応じた上限台数まで追加実施を検討する。

- ・人工呼吸器は協力病床数の1/6(小数点以下切捨て)を上限台数として補助
- ・簡易陰圧装置は協力病床数の1/4(小数点以下切捨て)を上限台数として補助
- ・1回の事業で補助する台数は1台までとする。
- ・入院協力病床数については、整備計画書に明記すること。

簡易ベッドについては、パンデミック時に、居室以外の食堂・談話スペース等を利用した入院協力病床を確保する医療機関について、当該入院協力病床数の1/2を上限台数として補助する。

- ・積算根拠を整備計画書に明記すること。

例:10床×1/2×51,400円=257,000円

※上限額、上限台数等については、今後、県予算の状況に応じて変更となる可能性があります。

4 事業の実施方法

(1) 人工呼吸器、簡易陰圧装置及び簡易ベッドの整備については、新型インフルエンザ等感染症が発生していない間においては定期的に保守点検を行うこと。

なお、機能維持のために平時より使用することは認めるが、新型インフルエンザ等感染症発生時には、患者に対し即時に効率的な使用ができるよう、利用状況を把握するなど適切に管理すること。また、人工呼吸器使用の際には、早期の抜管が見込まれる急性期管理に限定し使用すること。

(2) 個人防護具は適切に管理し、発生時に職員が適切に着脱できるようにしておくこと。

(3) 事業実施に当たっては、通常使用している医療資機材を考慮し、医療従事者が支障なく使用できるよう配慮すること。

(資料B-1)

感染症外来協力医療機関施設整備事業の概要

(令和7年度事業希望調査)

1 整備要件

(1) 感染症外来協力医療機関(専用の待合室を含む。以下「専用外来」という。)は、感染症専用の外来部門であり、一般の外来部門と別に設けられる診療部門として、一般患者等との接触を避けられるように配置すること。

(2) 専用外来の設置に当たっては、感染症患者及び感染症が疑われる者(以下「患者等」という。)が、一般患者との接触が避けられる動線を確保するとともに、必要な案内表示等を備え付けること。

2 対象経費

感染症外来協力機関の新設、増設、又は改築のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)

3 補助上限金額

1施設当たり15,000千円

ただし、面積が90㎡未満の場合は、162,800円×面積

(補助上限金額については、今後、変更となる可能性があります。)

4 事業実施上の留意事項

(1) 当該事業に対する補助は原則として1回のみとする。

(2) 事業実施主体は、新型インフルエンザ等感染症患者の受入れを積極的に行うこととし、患者が増加した際、例えば、電話相談への協力、診療時間の延長、夜間外来の輪番制への参画など、地域における外来診療体制の確保に努めること。

(3) 専用の待合室においても感染防止のための対策として、必要に応じ患者等にマスク等を着用させるなど感染拡大の防止に努めること。

(4) 専用外来における診察にあたっては、「医療機関における院内感染対策について」(平成26年12月19日医政地発1219第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)を参考に、医師、看護師等の感染防止対策を徹底し、院内感染防止に努めること。

(5) 診察後、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する感染症であった場合には、同法に基づき必要な措置を講ずること。

(資料B-2)

感染症外来協力医療機関設備整備事業の概要
(令和7年度事業希望調査)

1 整備要件

当該事業で整備した資機材を待合室や診察室等における医療従事者及び患者間における感染防止に有効的に活用すること。

2 補助対象設備及び補助上限額

(1) HEPAフィルター付空気清浄機(陰圧対応が可能なものに限る)

【上限額】905,000円 【上限台数】1台

(2) HEPAフィルター付パーティション

【上限額】205,000円 【上限台数】1台

(3) 個人防護具

【上限額】1,188,000円(総額)、3,600円(1セット)

【上限セット数】330セット

○積算根拠を整備計画書に明記すること。

○セット品を購入すること。

例:50日×6セット(1日当たり消費量)×2,700円

=810,000円

(4) 簡易ベッド 【上限額】51,400円(1台あたり)

※過去の補助実績に応じて、優先順位を決定します。

※対象経費のうち上限額を超えた額は医療機関の負担となります。

個人防護具については総額のみでなく、1セットごとに単価の上限を超える分についても医療機関の負担となります。

※上限額、上限台数等については、今後、県予算の状況に応じて変更となる可能性があります。

3 事業実施上の留意事項

(1) 事業実施主体は、新型インフルエンザ等感染症患者の受け入れを積極的に行うこととし、患者が増加した際、例えば、電話相談への協力、診療時間の延長、夜間外来の輪番制への参画など、地域における外来診療体制の確保に努めること。

(2) 感染症外来協力医療機関(専用の待合室を含む)における診察にあたっては、「医療機関における院内感染対策について」(平成26年12月19日医政地発1219第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)等を参考に、医師、看護師等の感染防止対策を徹底し、院内感染防止に努めること。

(3) 診察後、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する感染症であった場合には、同法に基づき必要な措置を講ずること。